

令和5年度第1回国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和5年6月30日(金) 13時30分～

場 所 土岐市役所 2階大会議室

出席者 ・被保険者代表 楓貴美子、林博義、小島三明、具原千絵
・保険医薬剤師代表 山口浩一、鹿野貞文
・公益代表 柴田知明、林恵美子、金子良司、田中正憲
・被用者保険代表 新川昌広
・事務局 土岐市長 加藤淳司 市民生活部長 伊佐治良典
市民課長 西部浩司 市民課課長補佐 赤塚千恵
市民課保険年金係長 加藤美幸
市民課総括主任主査 瀬瀬英貴
保健センター所長 高木緑
保健センター次長兼保健総務係長 長江利和
保健センター副主幹 水野龍雄

市民課長進行

委員紹介 任期途中で交代された4名の委員を紹介。

会長挨拶 皆さんこんにちは。土岐市社会福祉協議会の田中と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。非常に天候が悪い中、またお忙しい中ご出席

を承りまして誠にありがとうございます。本日の議事につきましては、次第にありますとおり、審議事項として「令和5年度国民健康保険料率について」、報告事項として「土岐市国民健康保険駄知診療所のあり方について」、「令和4年度決算見込みについて」、「保健事業令和4年度実施報告と令和5年度実施計画について」の4項目でございます。いずれも重要な案件でございますので、委員の皆さま方におかれましては、忌憚のないご意見をお願いいたします。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

市長挨拶　皆さんこんにちは。委員の皆さまには大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろは当市の国民健康保険の運営に関しまして格別なるご理解とご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、毎日テレビでマイナンバーのニュースが流れております。本来、我々の生活を便利にしてくれるツールであるはずであります、なかなか混乱が続いているようでございます。正式には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の一部が改正されまして、これまで様々な行政手続において提出をもとめていた住民票の写しですとか課税証明書などの書類が不要になるなど、我々の生活の利便性が非常に向上するものと期待されるところでございます。ただ、先ほども申しましたとおり、一部で他の人のデータが紐づけされた等のいろんな混乱があるようでございます。地方自治体に点検をさせるというニュースもありましたので、担当に確認したところまだ具体的な指示は無いようでございます。どのように点検を行うのか個人的にも興味がありますけれども、なかなか難しいのではないかと感じているところでございます。

国民健康保険におきましても、このマイナンバーカードが健康保険証とし

て活用されていくことになり、大変メリットがある反面、非常に個人情報の問題等不安も多い訳でございますので、そういった事にもしっかり取り組んでいかななくてはならないと思っているところでございます。

本日は先ほど会長からもお話しがありましてとおり、皆さま方には令和5年度の国民健康保険料の料率につきましてご意見をいただきたく、よろしくご審議のほどお願い申し上げる次第でございます。今後も安心して医療を受けることが出来る国保制度の安定的な運営を図るとともに、保険者として健康寿命延伸のための健診受診率の向上に努めて参る、そういった所存でございますので、委員の皆さま方には土岐市国民健康保険の充実と発展のために特段のお力添えを賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

市 長 令和5年度土岐市国民健康保険の保険料率について諮問

会長議事進行

事 務 局 委員定数13名中12名の出席で会議成立を報告

会 長 議事録署名委員の指名 柴田委員 金子委員

審議事項 令和5年度土岐市国民健康保険料率について

事務局 赤塚 説明

委員質疑 令和4年度に比べて令和5年度の保険料の傾向としては、一概には言え

ないと思うが、介護保険を負担しない世代で保険料が上昇し、介護保険を負担している世帯では減少しているということによろしいか。

事 務 局 納付金の額が後期高齢者支援金分が増加し、介護分で減少しているため、そのような傾向となっています。

委員質疑 人口5万6千人のうち国民健康保険の加入者（国保を利用している人）はどのくらいでしょうか。

事 務 局 国民健康保険の被保険者数は約1万人です。後期高齢者医療制度の被保険者も約1万人で、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、後期高齢者医療制度の被保険者数と国民健康保険の被保険者数が逆転しております。さらに国民健康保険の被保険者1万人のうち半数以上が65歳以上で、約3割が70歳以上です。

委員質疑 後期高齢者を含めた割合は。

事 務 局 人口5万6千人のうち国民健康保険が1万人、後期高齢者医療制度が1万人の合計約2万人が国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者で、残りの3万6千人程が被用者保険の被保険者ということです。

委員質疑 保険料水準の統一というところで、土岐市は医療費の水準が他市町村より低いため、統一後の保険料が上がる可能性が高いとの説明がありましたが、県内統一というのは無くなることはないのでしょうか。

事 務 局 統一の定義について、県ではすでに市町村と合意の上で進めている考えです。時期がいつ頃になるかというところは不確定ですが、最終的な統

一は変わりません。

委員質疑 いつ統一されるかというのはまだ決定していない？

事 務 局 まず医療費水準の統一を6年度から数年かけて行い、その後保健事業や収納率の統一について検討していく方針ですが、いつまでにというのは明確に示されていません。

委員質疑 数年後には保険料がけっこう上がるという恐れがあるということ？

事 務 局 保険料が上がることは明らかなと思いますが、被保険者の方になるべく大きな負担とならないよう基金を活用させていただき、急激な上昇を抑えたいと思っています。

「議事(1) 審議事項 令和5年度 国民健康保険料率について」は、採決の結果、出席者全員の賛成により事務局提案のとおり承認され、本諮問事項について適当と認める旨を答申することを決定

会 長 令和5年度土岐市国民健康保険の保険料率について答申

報告事項 ①土岐市国民健康保険駄知診療所のあり方について

事務局 西部・長江 説明

委員質疑 そもそも国保診療所というのは国民健康保険法に基づき設置され、医療サービスの提供の他、保健・介護・福祉サービスまで総合的、一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の拠点となるべき施設です。しかし、駄知診療所にそういった役目はなく、地域の診療所として医療サービスの提供を行っているのみで、話し合いの論点が駄知に診療所を置くかどうかという事になってしまいます。国保としてこの場で話し合うということであれば、どういった問題について話し合うのか、具体的に言っていただいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局 これまで運営協議会で駄知診療所について議題が上がった事はなく、それは駄知診療所が国民健康保険の特別会計での事業ではなく、土岐市の病院事業の一つとして診療所の役目しか担ってこなかったため、今後診療所に限らず土岐市全体として公共施設をどうしていくべきかという中で駄知診療所のあり方について議論がされております。本来、駄知診療所が果たすべき役割として国保事業が全く関わってこなかったことに関しては大変申し訳ないことでございます。その点につきましては、主に土岐市立総合病院が担ってきたということでございます。あくまで駄知診療所は地域の診療所と変わりがない施設でありまして、次回この場でどういうことを話し合うかと言うことについては、これまでの駄知診療所の役割を踏まえ、存続も含めたそのあり方について具体的な方針を示したうえで、ご議論いただきたいと考えております。

委員質疑 地域の診療所としての役割のみの駄知診療所に国保がついていることについては、今となっては理由は分からないと思います。ただ、現状国保がついていることで、この場で議論が必要と判断されている訳で、そのように進んで行くしかないのかなと思います。

正式に市長から諮問があれば、いつ答申するかということも含めて検討していかなければならないのかなと思います。

委員質疑 だいたい理解できましたが、最終的に結論を出すのはどの機関になるのでしょうか？

あり方委員会というのがあるなかで、今まで一度も聞いたことがない駄知診療所の存続について、ここで最終判断をしなくてはならないのですか？

事務局 あくまでもご意見をお聞きするだけで、答申を踏まえて市議会へはかり、最終判断は議会の議決をもってされます。

委員質疑 なぜ保健センターの管轄なんですか？

事務局 駄知診療所が土岐市の病院事業に位置付けられており、令和2年から他の3施設と共にJA厚生連に指定管理ということで管理運営を委託しております。直営のときには事務局がそれぞれの施設にあったわけですが、委託後は病院事業全体を保健業務を担う保健センターが所管することになったためです。

報告事項 ②令和4年度 決算見込みについて

事務局 赤塚 説明

委員質疑 基金の残高が多くあるようですが、今後県内統一ということで、基金の活用についてどういった方針をもっているのか。県内統一後、市町村が基

金を使うことは、認められているのでしょうか。

事 務 局 完全統一後の基金の活用については県から正式な回答はいただいておりますが、段階的に保険料の水準を統一に持って行く期間については、市町村で基金を使って良いとの回答をいただいています。そのため、大規模災害時に必要な1億5千万程度を残し、それ以外は統一保険料の水準まで徐々に上げていくように基金を使って行きたいと考えています。

委員質疑 統一後の基金はどうなるのか。

事 務 局 統一後の基金についてはまだ示されておりません。

委員質疑 没収されるようなことがあるとするなら、被保険者のために使いきってしまった方がいいのでは。他に補填できるのであれば当然補填となると思いますが。

委員質疑 被保険者の皆さんに国保料を負担してもらって今の基金の残高が有るわけで、被保険者のために使われるなら納得できるが、県に没収なんてことになるなら統一までの間に被保険者のために使っていただきたい。

事 務 局 県から具体的に示されましたら、またこの場で報告いたします。

報告事項 ③保健事業 令和4年度実施報告と令和5年度実施計画について

事務局 赤塚 説明

委員質疑 情報提供事業について、令和4年度116件の実績ということですが、どのような方法で実施され、勧奨された何%の方から同意をいただけたか教えていただきたい。

事 務 局 対象の被保険者に個人宛の勧奨文書を送付しております。具体的な数字につきましては、手元の資料ではお答え出来ないため、申し訳ございませんが後日の回答とさせていただきます。

～質疑終了～

閉会